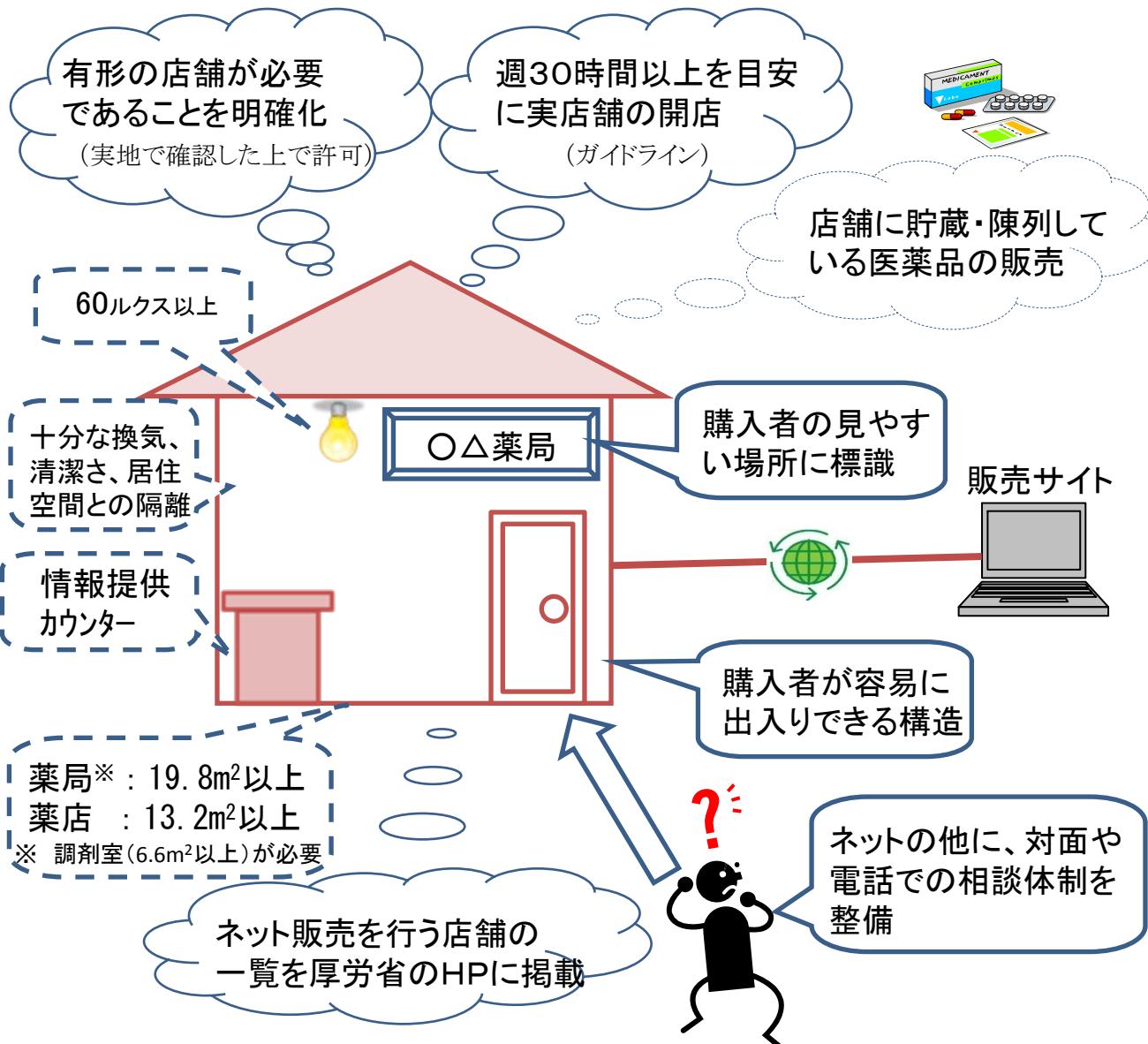
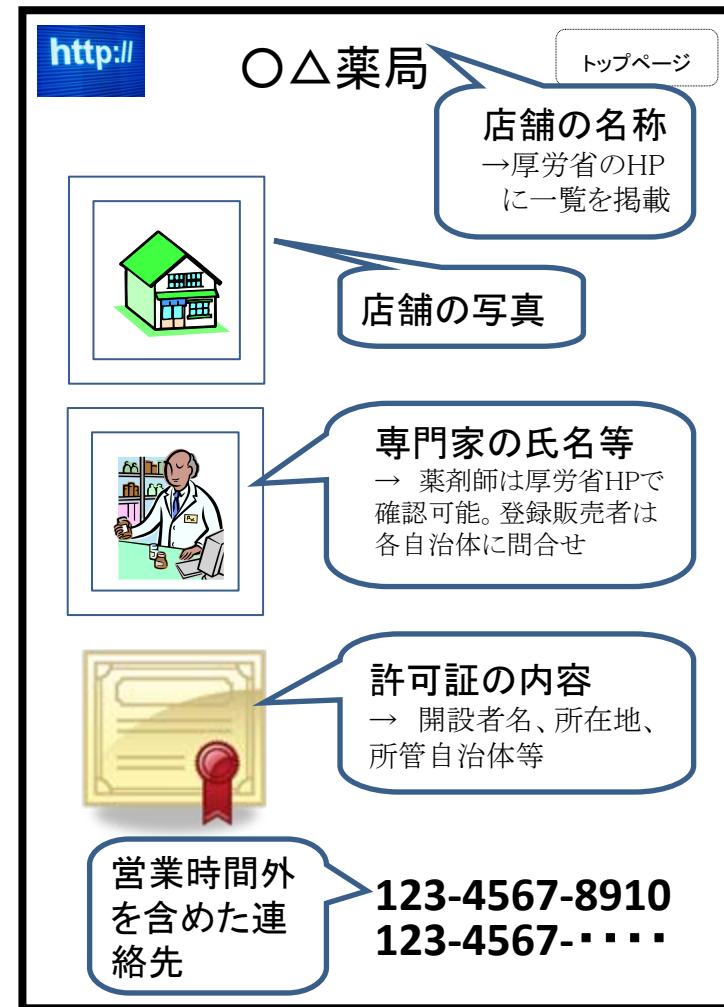


# 一般用医薬品のネット販売の概要①（店舗での販売）

- 一般用医薬品の販売は、薬局・薬店の許可を取得した有形の店舗が行う。

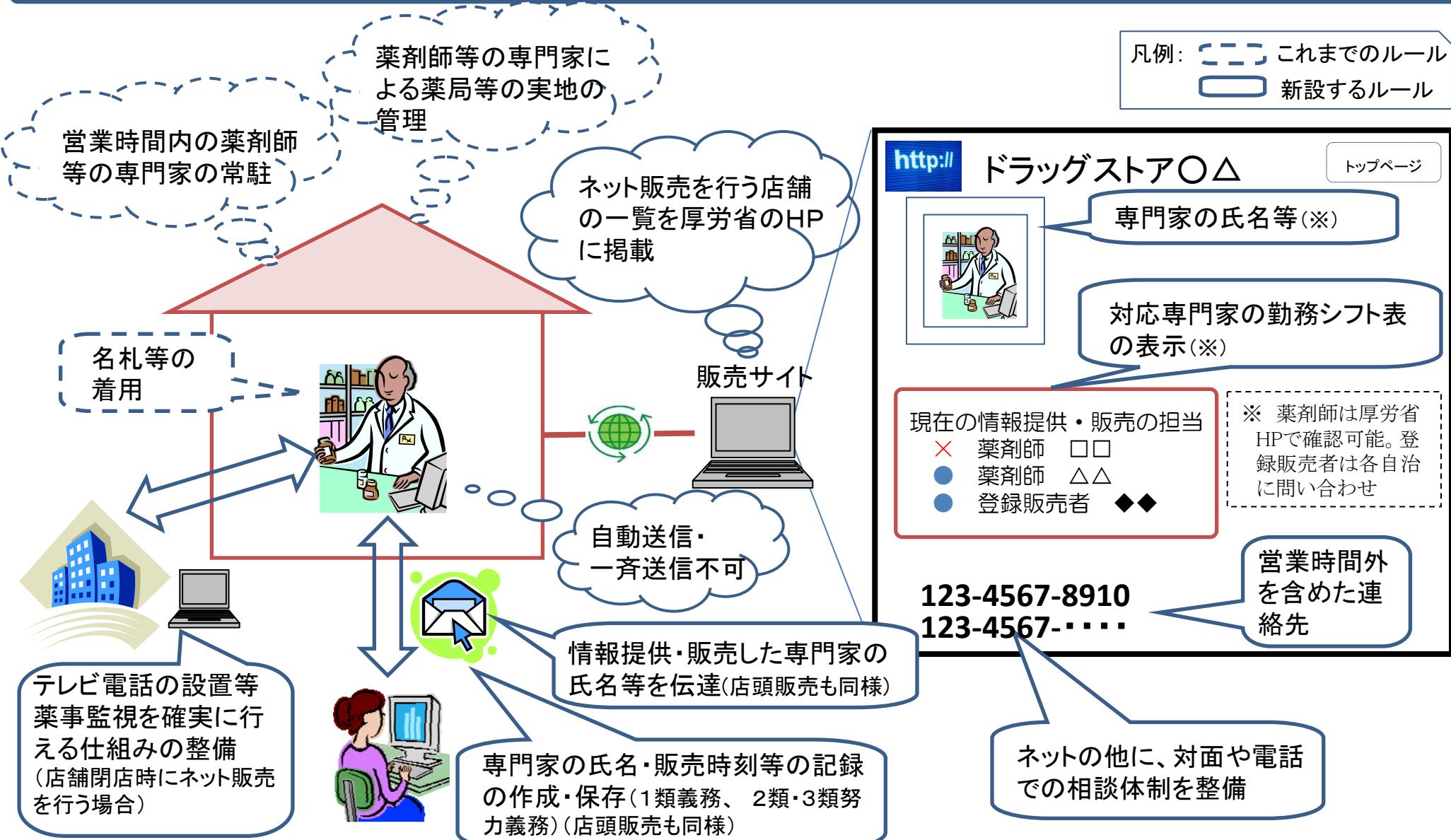


凡例: これまでのルール  
 新設するルール



## 一般用医薬品のネット販売のルールの概要②（専門家の関与）

- 一般用医薬品の販売は、注文を受けた薬局・薬店で、必要な資質・知識を持った専門家が行う。



# 一般用医薬品のネット販売のルールの概要③

## ① 使用者の状態等の確認



メール等



- ・性別、年齢
- ・症状
- ・副作用歴の有無やその内容
- ・持病の有無やその内容
- ・医療機関の受診の有無やその内容
- ・妊娠の有無、授乳中であるか否か
- ・その他気になる事項(自由記載) 等

※ 第2類は、個別の情報提供は、努力義務とする。

※ 第2類・第3類等情報提供が義務ではない場合に、使用者から確認する内容等は、各専門家が判断。入手した情報を踏まえ、専門家が販売可能と判断した場合は、②③の手続を経ずに販売可能

## ② 使用者の状態等に応じた個別的情報提供等



- ・用法・用量
- ・服用上の留意点(飲み方や、長期に使用しないことなど)
- ・服用後注意すべき事項(○○が現れた場合は使用を中止し、相談することなど)
- ・再質問等の有無

等

## ③ 提供された情報を理解した旨等の連絡



メーリング等

- ・提供された情報を理解した旨
- ・再質問・他の相談はない旨

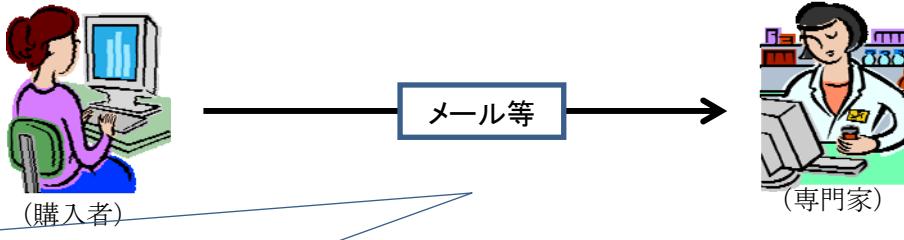
※ 再質問がある場合は、専門家から購入者に回答の上、再質問の有無を再度確認。購入者から回答を理解した旨と再質問・他の相談等がない旨の連絡が来た段階で、次の④販売へ進む。

## ④ 販売(商品の発送)



# (参考) 販売の具体的な流れのイメージ①

## ① 使用者の状態等の確認



### 〇〇〇錠をご購入の前に

下記の当てはまる項目をチェックしてください。

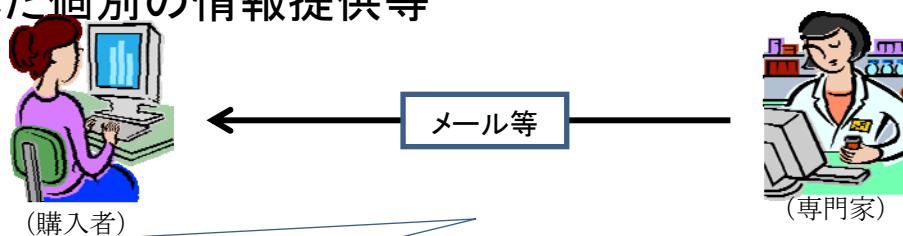
- 性別  男性  女性
- 年代  15歳未満  15~19歳  20~39歳  40~59歳  60~79歳  80歳以上
- 妊娠の有無 妊娠中、または妊娠しているかもしれない はい○ いいえ●  
授乳中である はい○ いいえ●
- のどの痛み、咳および高熱の症状がある はい○ いいえ●
- 医師から赤血球数が少ない（貧血気味）と指摘されたことがある はい○ いいえ●
- 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある はい○ いいえ●
- 医療機関で血液の病気の治療を受けている はい○ いいえ●
- 医師の治療を受けている、または他の医薬品を服用している はい○ いいえ●  
(治療中・服薬中の方は具体的な疾患名・医薬品名がわかれればご記入ください: \_\_\_\_\_)
- このお薬をはじめて服用（使用）する はい● いいえ○
- このお薬を2週間連続で服用している はい○ いいえ●

その他気になる点がありましたら、以下の欄に自由に記載してください。薬剤師が回答いたします。なお、薬剤師による電話相談も受け付けております（12-3456-……）。

- 初めて飲む薬ですが、副作用が出た場合には、どう対応したら良いでしょうか。

## (参考) 販売の具体的な流れのイメージ②

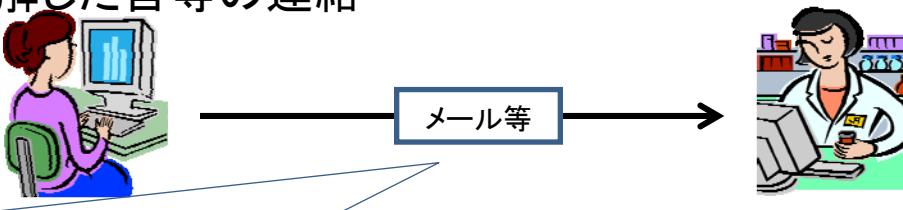
### ② 使用者の状態に応じた個別の情報提供等



- 購入される予定のお薬は、1日3回、食後にお飲みください。
- この医薬品を3日間以上服用しても症状が改善されない場合は、他の原因が考えられますので、当方にご相談いただか（12-3456-……）、医療機関を受診してください。
- 購入される予定のお薬を服用（使用）することで、まれにショック（アナフィラキシー）の副作用がおこることがあり、緊急に対処する必要があります。以下の症状があらわれたら、ただちに医師の診療を受けてください。
  - ・服用（使用）後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、のどのかゆみ、息苦しさ、動悸、意識の混濁等があらわれる
- このお薬は、まれに重篤な副作用を起こすことがあります。このお薬を服用（使用）することで、次の症状があらわれたら緊急に対処する必要がありますので、ただちに医師の診療を受けてください。
  - ・皮膚のただれ、高熱、目の充血、目やに、唇のただれ、のどの痛み、皮膚の広範囲の発疹・発赤等が持続したり、急激に悪化する
- その他、疑問点などございましたら、お知らせください。上記の内容をご理解いただき、追加の疑問点がないようでしたら、その旨ご連絡ください（そのご連絡をいただいてから発送いたします。）。

△△薬局 薬剤師 △△ △△ (電話：12-3456-…)

### ③ 提供された情報を理解した旨等の連絡



- 提供された情報を理解しました。
- 他に疑問点はございません。

## 一般用医薬品のネット販売のルールの概要④ (適切な情報提供・販売)

- ① 購入者が情報提供内容を理解した旨の確認
  - ② 購入者に再質問がないことの確認
  - ③ 指定第2類について、禁忌の確認を促すための掲示・表示等
  - ④ 情報提供義務免除の範囲及び判断者の見直し(継続使用者等について、薬剤師が情報提供の要否を判断)
  - ⑤ 乱用等のおそれのある医薬品の販売個数の制限等
  - ⑥ 使用期限の表示・使用期限切れの医薬品の販売禁止
  - ⑦ オークション形式での販売の禁止
  - ⑧ 購入者によるレビューや口コミ、レコメンドの禁止
  - ⑨ モール運営者の薬事監視への協力
- ※ 店舗販売も同様のルールが適用される。

## 販売方法①

	調剤済み 薬剤	薬局医薬品	要指導 医薬品	第1類 医薬品	第2類・第3類 医薬品
販売者	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師 登録販売者
購入者が使用者で あることの確認	(処方箋あり)	○	○	—	—
他店からの購入状 況	(薬剤師法)	○	○	(乱用品目 のみ)	(乱用品目 のみ)
上記確認結果によ る販売制限	(薬剤師法)	○	○	(乱用品目 のみ)	(乱用品目 のみ)
購入者の理解の確 認後の販売	○	○	○	○	—
相談があった場合、 情報提供等の後に 販売	○	○	○	○	○
販売した専門家の 氏名、薬局の名称、 連絡先の伝達	○	○	○	○	○

## 販売方法②（情報提供等の方法）

	調剤済み 薬剤	薬局医薬品	要指導 医薬品	第1類 医薬品	第2類・第3類 医薬品
店舗内での情報提供 場所での情報提供	○	○	○	○注	△注 情報提供が義務でない
個別の情報提供	○	○	○	○	△
副作用発生時の対 応の説明	○	○	○	○	△
購入者の理解・再質 問の有無の確認	○	○	○	○	△
他剤推奨	(薬剤師法)	○	○	—	—
受診勧奨	(処方箋あり)	○	○	○	△
情報提供した薬剤 師名の伝達	○	○	○	○	△
情報提供時の書面 記載(内容は次ページ)	○	○	○	○	△
情報提供時の確認 (事項は次ページ)	○	○	○	○	△

注)特定販売については、情報提供は店舗内で行えば足りる。(情報提供場所で情報提供する必要はない)

## 販売方法③（書面記載事項等）

### 【書面記載事項】

- ① 名称
- ② 有効成分の名称・分量
- ③ 用法・用量
- ④ 効能・効果
- ⑤ 使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
- ⑥ 販売する薬剤師・登録販売者が、適正な使用のため必要と判断する事項

※ 形態は、書面に限らず、タブレット端末等に表示して示すことでも可。

### 【情報提供時の確認事項】

- ① 年齢
- ② 他の薬剤・医薬品の使用状況
- ③ 性別
- ④ 症状、医療機関の受診の有無
- ⑤ 現にかかっている疾病名
- ⑥ 妊娠の有無、妊娠週数
- ⑦ 授乳の有無
- ⑧ 当該薬剤・医薬品の購入や使用の経験
- ⑨ 薬剤・医薬品の副作用の経験やその内容
- ⑩ その他情報の提供及び指導を行うために確認することが必要な事項

## 販売方法④（相談時の対応）

	調剤済み 薬剤	薬局医薬品	要指導 医薬品	第1類 医薬品	第2類・第3類 医薬品
相談時の情報提供等を行う者	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師登録販売者
危害発生防止に必要な事項の情報提供	○	○	○	○	○
個別の情報提供	○	○	○	○	○
他剤推奨	(薬剤師法)	○	○	—	—
受診勧奨	(処方箋あり)	○	○	○	○
情報提供等を行った専門家の氏名の伝達	○	○	○	○	○

## 販売方法⑤（医薬品の区分ごとの注意点）

### 【薬局医薬品・要指導医薬品】

- 薬局等の薬剤師は、購入者が使用者本人以外の者でないかを確認。
- 使用者以外の者が購入者の場合は、正当な理由の有無を確認。正当な理由がない場合は、販売してはならない。
- 正当な理由については、大規模災害時等を念頭に、今後、施行通知で明確にする予定。（大規模災害時等でなければ、家族の薬を買いに来た者に販売することも認められない）

### 【第1類医薬品】

- 今般の法改正で、情報提供の免除のルールが変更。
- 購入希望者から、情報提供を要しない旨の意思の表明があった場合であっても、薬剤師が、第1類医薬品が適正に使用されると認められると判断した場合でなければ、情報提供は免除されない。
- この判断は、薬剤師自らが実施する必要があり、登録販売者や一般従事者が行うことは出来ない。



小児や妊婦に重篤な副作用が出る可能性があります。詳しくは、本薬局の薬剤師か登録販売者にお尋ねください。

### 【指定第2類医薬品】

- 薬局等において、禁忌の確認や専門家への相談を促す掲示・表示を行うとともに、購入者にその内容が適切に伝わる取組を行う。（声かけやポップアップ等）

## 販売方法⑥（乱用等のおそれのある医薬品の販売）

### 【確認事項】

○ 別に厚生労働大臣が定める乱用等のおそれのある医薬品を販売する際には、以下の事項を確認しなければならない。

- ① 若年購入者の場合は氏名・年齢
- ② 他の薬局等における当該医薬品及び他の乱用等のおそれのある医薬品の購入の状況
- ③ 多量購入の場合は、その理由
- ④ その他適正な使用を目的とする購入であることを確認する必要な事項

### 【販売数量制限】

○ 上記の事項を確認の上、適正な使用のために必要と認められる数量に限って販売しなければならない。

### 【対象品目】

○ 以下の成分を含有する医薬品を対象とする方針。(今後パブリックコメントを実施。)

- |                         |              |
|-------------------------|--------------|
| ① コデイン(鎮咳去痰薬)           | ⑤ ブロムワレリル尿素  |
| ② ジヒドロコデイン(鎮咳去痰薬)       | ⑥ エフェドリン     |
| ③ ジヒドロコデインセキサノール(鎮咳去痰薬) | ⑦ プソイドエフェドリン |
| ④ メチルエフェドリン(鎮咳去痰薬・液剤)   |              |

→ 適正な使用のために必要と認められる数量は1包装単位とし、1包装を超えて購入しようとする場合には購入理由の確認が必要となる。

## 販売記録の作成・保存

〔①～⑤は、薬事監視の実効性の確保の観点からの記録 ⑥は、安全対策の観点からの記録※1〕		薬局医薬品 要指導医薬品 第1類医薬品	第2類医薬品 第3類医薬品
①品名			
②数量			
③販売日時		義務	努力義務※2
④販売・情報提供等を行った薬剤師の氏名			
⑤購入者が情報提供等の内容を理解した旨の確認			
⑥購入者の連絡先		努力義務	

※1 作成義務が課せられる記録の保存期間は2年間

※2 第3類医薬品は、④のうち情報提供を行った薬剤師・登録販売者の氏名及び⑤は対象外

# 掲示事項等①

店頭	販売サイト
<p><b>【掲示】</b> (薬局・店舗の管理・運営関係)</p> <p>① 許可区分(薬局又は店舗販売業)      ② 許可証の記載事項(薬局開設者名、店舗名、所在地、所管自治体名等)      ③ 薬局・店舗の管理者名      ④ 当該店舗に勤務する薬剤師・登録販売者の別、氏名、担当業務等      ⑤ 取り扱う要指導・一般用医薬品の区分      ⑥ 勤務者の名札等による区別に関する説明      ⑦ 営業時間、営業時間外の相談時間      ⑧ 注文のみの受付時間がある場合にはその時間      ⑨ 通常相談時及び緊急時の連絡先</p> <p>(要指導医薬品・一般用医薬品の販売制度関係)</p> <p>① 要指導・第1類～第3類の定義及び解説      ② 要指導・第1類～第3類の表示や情報提供等に関する解説      ③ 指定第2類の陳列等の解説及び禁忌の確認・専門家への相談を促す掲示      ④ 要指導医薬品・一般用医薬品の陳列の解説      ⑤ 副作用被害救済制度の解説      ⑥ 販売記録作成に当たっての個人情報利用目的      ⑦ その他必要な事項(※)</p>	<p><b>【掲示(=表示)】</b> (薬局・店舗の管理・運営関係)</p> <p>① 実店舗の写真      ② (同左)      ③ (同左)      ④ (同左)      ⑤ (同左)      ⑥ 現在勤務中の薬剤師・登録販売者の別、氏名      ⑦ (同左)      ⑧ (同左)      ⑨ (同左)      ⑩ (同左)      ⑪ 店舗の開店時間とネットの販売時間が異なる場合は、それの時間帯      ⑫ (同左)</p> <p>(要指導医薬品・一般用医薬品の販売制度関係)</p> <p>① (同左)      ② (同左)      ③ 指定第2類の販売サイト上の表示等の解説及び禁忌の確認・専門家への相談を促す表示      ④ 一般用医薬品の販売サイト上の表示の解説      ⑤ (同左)      ⑥ (同左)      ⑦ (同左)</p>
<p><b>【陳列】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品を他の物と区別して貯蔵・陳列</li> <li>・要指導医薬品・一般用医薬品をリスク区分ごとに陳列</li> </ul>	<p><b>【陳列(=表示)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗での陳列の状況の分かる写真を表示すること</li> <li>・リスク区分別に表示する方法を確保すること</li> <li>・サイト内検索の結果を、各医薬品のリスク区分についてわかりやすく表示すること</li> <li>・医薬品の使用期限</li> </ul>

## 掲示事項等②（ネット販売サイトに関する留意事項）

### 【現在勤務中の薬剤師・登録販売者の別、氏名の表示】

- 販売サイトでの専門家の勤務状況の表示については、何時どの専門家が勤務しているのかが分かるような勤務状況の表示で構わない。

### 【医薬品の使用期限の表示】

- 医薬品の使用期限の表示については、一番短い期限を表示することや、使用期限終了まで〇日以上と表示することでも構わない。

### 【検索画面における医薬品の区分の表示】

- 基本画面は医薬品のリスク区分ごとの表示を義務づけるが、検索結果については、リスク区分を見やすく表示するとともに、それぞれのリスクの内容を表示することで構わない。

## 構造設備

薬局等構造設備規則に以下の事項を追加する。

- 購入者が容易に入り出しができる構造であり、薬局又は店舗であることが外観から明らかであること。
- ※ 購入者とは、販売対象者を指すものであり、インターネットで医薬品を販売する場合は通常全国民を対象としているので、誰もが当該店舗に入り出しが可能である必要がある。容易とは、薬局又は店舗への入り出しが手続きに十数分もかかるものであってはならない。
- 要指導医薬品を販売する薬局又は店舗にあっては、
  - ① 要指導医薬品を陳列するために必要な陳列棚その他の設備を有すること。
  - ② 要指導医薬品を陳列する設備から1.2メートル以内の範囲(要指導医薬品陳列区画)に購入者等が進入できないような措置が講じられていること。ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合等は、この限りではない。
  - ③ 開店時間中に要指導医薬品を販売しない時間がある場合は、要指導医薬品陳列区画を閉鎖することができる。
- 実店舗の閉店時に特定販売を行う薬局又は店舗にあっては、都道府県知事等による適正な監督を行うために必要な設備を備えていること。
- ※ 必要な設備とは、実店舗の閉店時に即時に確認できるよう、テレビ電話の他、画像等をパソコン等によりリアルタイムで電送できる設備（デジカメ+メール+電話）を想定。各都道府県等の実情を踏まえて、薬局・薬店に整備を求めることを想定している。

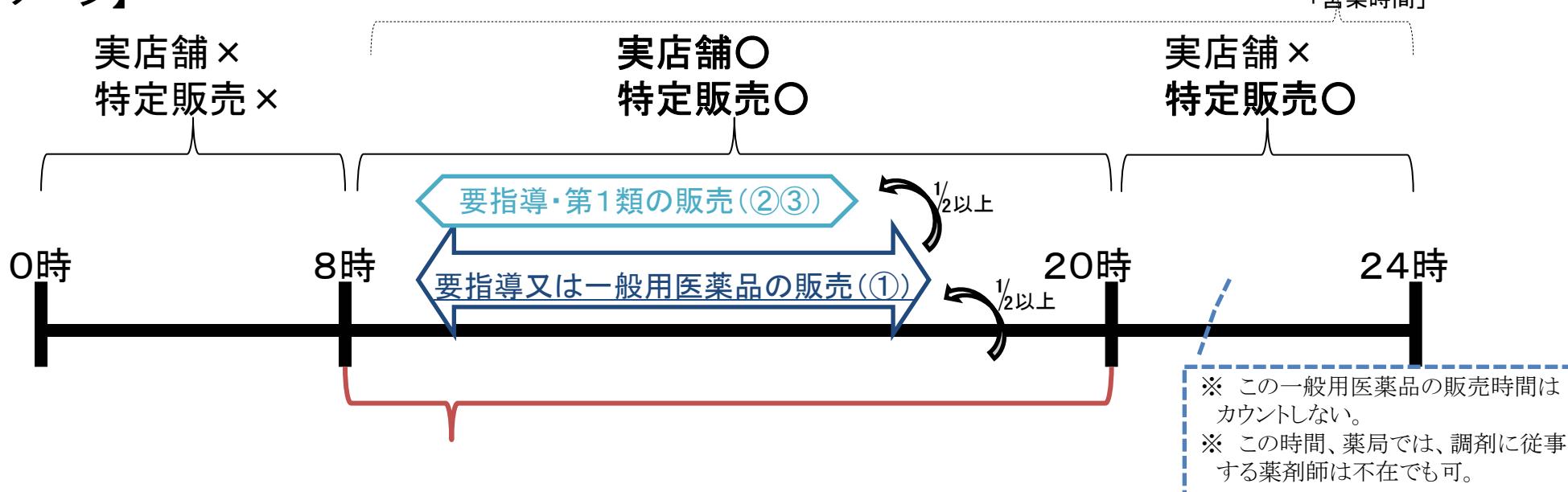
## 業務体制①

- 薬局の「開店時間」(特定販売のみを行う時間を除いた営業時間をいう。)内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務していることとする。
- 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内は、薬剤又は医薬品の購入者又は使用者から相談があった場合に、情報提供・指導を行うための体制を備えていることとする。
- **要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する開店時間**内は、要指導医薬品又は第一類医薬品の情報提供・指導を行う場所で薬剤師が情報提供・指導を行える体制を確保していることとする。(第一類医薬品の特定販売のみを行う時間も薬局又は店舗内で薬剤師が勤務していることが必要)  
⇒ **情報提供カウンター当たり、最低1名の薬剤師を配置**
- 一般用医薬品を販売する開店時間内は、一般用医薬品の情報提供を行う場所に薬剤師又は登録販売者が情報提供を行える体制を確保していることとする。(一般用医薬品の特定販売のみを行う時間も薬局又は店舗内で薬剤師又は登録販売者が勤務していることが必要)  
⇒ **情報提供カウンター当たり、最低1名の薬剤師又は登録販売者を配置**

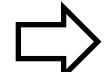
## 業務体制②

- ① 要指導又は一般用医薬品を販売する開店時間の一週間の総和が、  
当該薬局又は店舗の開店時間の一週間の総和の2分の1以上とする。
- ② 要指導医薬品を販売する場合は、要指導医薬品を販売する開店時間の一週間の総和が、  
要指導又は一般用医薬品を販売する開店時間の一週間の総和の2分の1以上とする。
- ③ 第一類医薬品を販売する場合は、第1類医薬品を販売する開店時間の一週間の総和が、  
要指導又は一般用医薬品を販売する開店時間の一週間の総和の2分の1以上とする。

【イメージ】



① 実店舗の開店時間(この例で12時間×7日)  
の半分(6時間×7日)以上は、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する必要



②③ さらに、①の時間の半分以上は、要指導医薬品・第1類医薬品を販売する必要

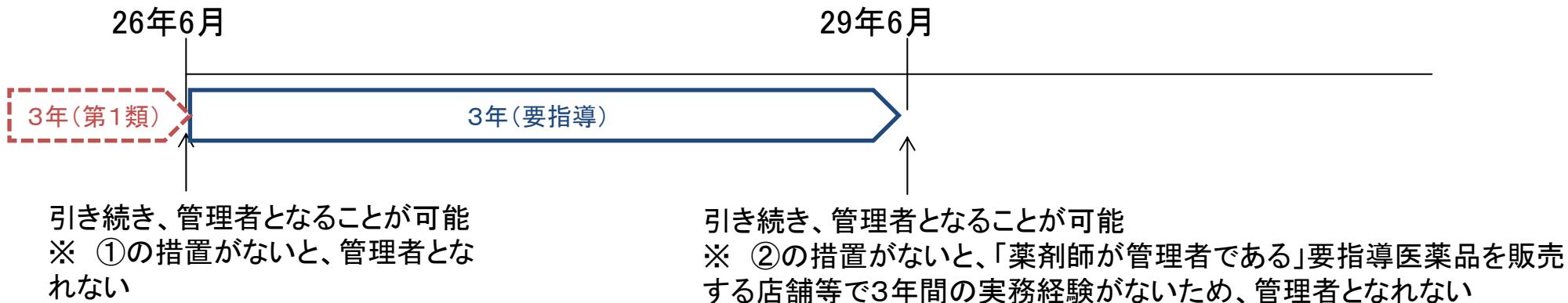
※ 特定販売を行う薬局・薬店については、週30時間以上を目安に実店舗を開店すべきことをガイドラインで示す予定

## 要指導医薬品を販売する店舗の管理者①

- 省令の本則上は、管理者は薬剤師のみとする。
- 一方で、現に登録販売者が管理者である店舗があること等を踏まえ、附則で、当分の間に限り、薬剤師が管理者である要指導医薬品を販売する店舗等で3年間の実務経験を有する登録販売者も管理者になれることとする。
- その際、
  - ① 法施行から3年間は、第1類医薬品を販売する店舗等での実務経験でも足りることとする。
  - ② この3年間に、要指導医薬品を販売する店舗の管理者であった者については、当該店舗での管理者としての経験も実務経験としてカウントできるものとする。

(ケース1)法律施行のタイミングで、すでに薬剤師が管理者である第1類医薬品を販売する店舗等(法施行後は要指導医薬品を販売する店舗等)での実務経験3年の者の場合

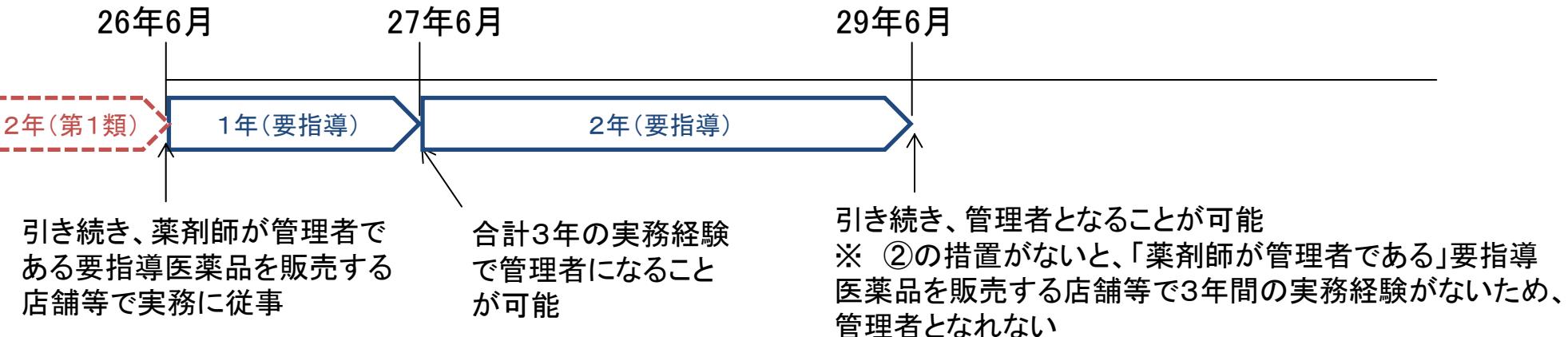
(法律の施行を26年6月とした場合のイメージ)



## 要指導医薬品を販売する店舗の管理者②

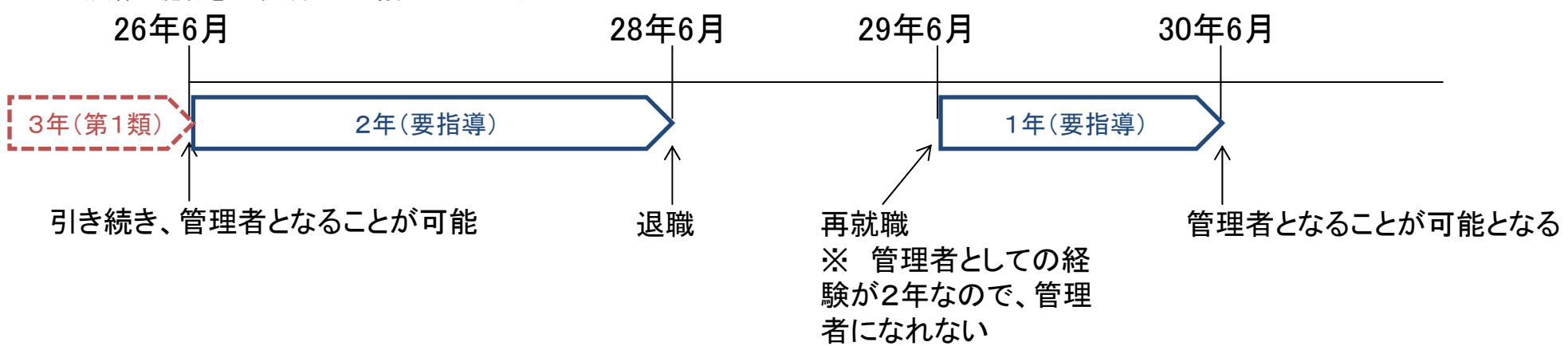
(ケース2) 法律施行のタイミングで、すでに薬剤師が管理者である第1類医薬品を販売する店舗等(法施行後は要指導医薬品を販売する店舗等)での実務経験2年の者の場合

(法律の施行を26年6月とした場合のイメージ)



(ケース3) 法律施行のタイミングで、すでに薬剤師が管理者である第1類医薬品を販売する店舗等(法施行後は要指導医薬品を販売する店舗等)での実務経験3年の者が、一旦退職し、再就職する場合

(法律の施行を26年6月とした場合のイメージ)



# 電話販売・カタログ販売・配置販売の留意点①

	対面販売	ネット販売	電話販売	カタログ販売	配置販売
実店舗での販売	○	○	○	○	—
情報提供場所	カウンター	店舗内	店舗内	店舗内	配置先
情報収集・提供の手段	対面	ネット	電話	文書	対面
第1類の情報提供免除判断者	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師	薬剤師 ※第1類の再配置は薬剤師が実施
適時の相談の手段	対面、電話	対面、電話、ネット	対面、電話	対面、電話、文書	対面、電話
乱用等のおそれのある医薬品	販売数量制限等				配置数量制限等
記録の作成・保存	第1類	義務	義務	義務 ※理解した旨は薬剤師側が記録	義務
	第2・3類	努力義務			
	購入者の連絡先	努力義務			

## 電話販売・カタログ販売・配置販売の留意点②

	対面販売	ネット販売	電話販売	カタログ販売	配置販売
オークション形式での販売			不可		
レビュー、口コミ、レコメンド			不可		
掲示・表示	場所	店内	販売サイト	—	カタログ 配置箱に書面を封入
	専門家の勤務状況	名札	販売サイトに表示	対応する専門家名を電話で回答	カタログに記載 名札
	使用期限	外箱等に明記	最短の期間を表示すること等でも可	電話で回答	最短の期間を表示すること等でも可 外箱等に明記
リスク区分ごとの陳列・表示	リスク区分ごとの陳列	リスク区分ごとの表示 ※ 検索結果はリスク区分を見やすく表示するとともに、各リスクの内容を表示することでも可	電話で回答	リスク区分ごとの掲載	リスク区分ごとの配置
要指導医薬品の取扱い	可		不可		